

第4章

4章 景観形成のルール

1. 景観法に基づく届出対象行為等について

(1) 景観形成基準（全エリア共通）

	区分	形成基準
建築物及び工作物の建設等	1 位置・配置	・ 景観特性を踏まえたうえで、周辺景観との調和に配慮した位置・配置とする
		・ 十勝岳や富良野岳と周囲の山並み、富良野川やその支流等の地域の景観資源に対して周辺からの眺望に配慮する
		・ アプローチや植栽、緩衝帯によって、道路や隣地との一定の後退距離（セットバック）を確保し、敷地に対してゆとりのある配置とする
		・ 建築物に付帯する設備等は、道路に面した配置を避け、避けられない場合は植栽等により修景を行うよう努める
	2 規模 (高さ・面積)	・ 景観特性をふまえた上で、周辺の建築物や工作物との連続性を考慮し、街並みや周辺景観との調和に配慮する
		・ 十勝岳や富良野岳と周囲の山並み、富良野川やその支流等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とする
		・ 十勝岳や富良野岳と周囲の山並みのスカイラインを損なう高さとならないよう配慮する
	3 形態・意匠	・ 奇抜な形態・意匠は避け、十勝岳や富良野岳と周囲の山並み、富良野川やその支流等の地域の良好な景観との調和した形態意匠とする
		・ 広告物はわかりやすく統一したデザインとし、1つの敷地に多数を設置せず、極力集合型のものとする
		・ イベントなどの臨時的な設置を除き、過度な案内広告物や、のぼり旗等の簡易広告物をみだりに設置しないこと
		・ 照明灯や明かりの演出は、街並みに調和したものとし、歩行者等不快なまぶしさを感じさせない設置位置及び照明器具（光源）とする
	4 色彩	・ P41 に示す色彩基準に沿って、四季を通じて周辺景観と調和する色彩を用いる
		・ 十勝岳や富良野岳と周囲の山並み、富良野川やその支流等の地域の良好な景観資源に近接する場合は、周辺から当該資源に対して阻害しない色彩を用いる
		・ 複数の色彩やアクセント色を使用する際は、できる限り色数を抑え、色彩相互の調和及びバランスに配慮する
	5 敷地外構・緑化修景	・ 敷地内は、周辺環境との調和を図り、可能な限り、花壇や芝生、植栽等で緑化を行う
・ 敷地内の既存の樹木や植栽は、可能な限り保存、又は移植に努めることとし、やむを得ず伐採する場合は、新たな植栽や補植により緑化に配慮する		

6 開発行為等／土石の採取、 鉱物の採掘／土地の形質の変更	位置 ・ 配置 ・ 規模	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観特性を踏まえたうえで、周辺景観との調和に配慮する ・ 十勝岳や富良野岳と周囲の山並み、富良野川やその支流等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮する
	形状 ・ 緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 十勝岳や富良野岳と周囲の山並み、富良野川やその支流等の地域の良好な景観との調和に配慮する ・ 開発区域内の既存の樹木は、可能な限り保存し、または移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮する ・ 切土や盛土を行う場合は、できる限り勾配の緩やかな法面とすること。やむを得ず擁壁となる場合には、目立たない仕上げや植栽等による修景を行うこと
7 屋外における 土石、再生資源、 建設資材、その他物 件の堆積		<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路やその他公共空間から容易に見える場所での土石、資材、その他の物件の堆積は避け、植栽等により修景を行うなどの工夫をすること
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 十勝岳や富良野岳と周囲の山並み、富良野川やその支流等の景観資源等に近接する場合は、周辺から当該資源に対する眺望に配慮した規模・高さとする こと

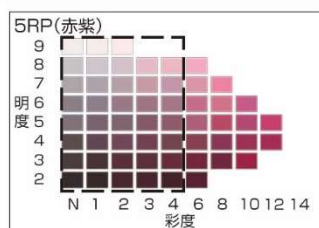
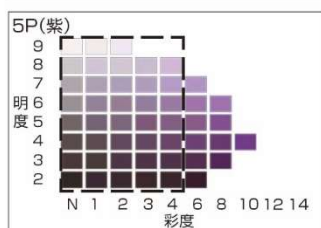
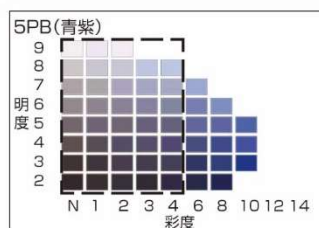
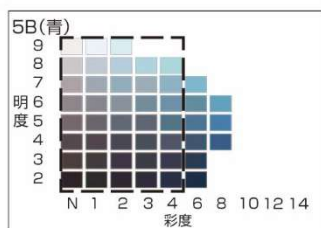
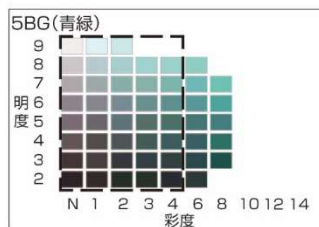
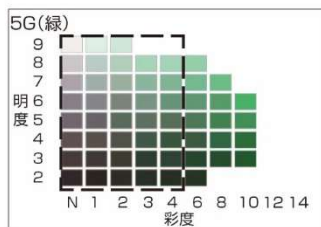
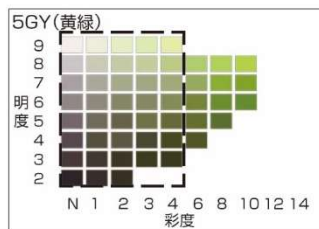
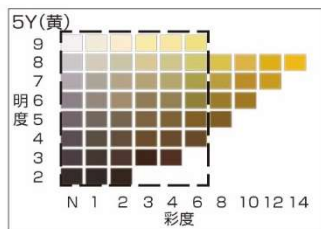
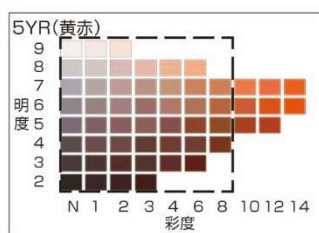
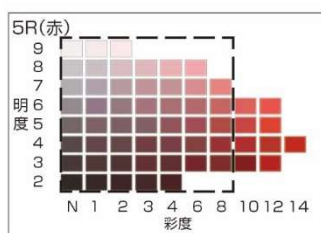
2) 色彩基準

届出対象行為の基準に満たない場合も含め、建築物・工作物等の基調色は周辺の景観との調和を図り、極端に華やかな色彩とならないように配慮します。なお、色彩基準は北海道景観計画と同様の基準です。

※基調色とは：塗装等でその中心となっている色。最も大きな面積に使われる色のことを言います。

■基調色とする色彩の範囲

色相	R	YR	Y	GY	G	BG	B	PB	P	RP
彩度	8 以下	8 以下	6 以下	4 以下	6 以下	4 以下	6 以下	4 以下	4 以下	4 以下
明度	0~10									



本計画では、日本工業規格(JIS Z8721)にも採用されている「マンセル表色系」を用いて色彩の基準を表し、ひとつの色を「色相」・「彩度」・「明度」の組み合わせで表現します。

▶色相

色合いを、基本色の頭文字をとったアルファベットとその度合いを示す数字の組み合わせで表したものの。

▶彩度

鮮やかさの度合いを表した数値。無彩色は0。鮮やかな色ほど数値が大きい。

▶明度

明るさの度合いを表した数値。明るい色ほど数値が大きい。

⎓ : 基調色として使用できる色

【色彩基準の適応外のもの】

- ・ 意図的な着色を施していない石材、木材、レンガ、コンクリート、金属材（ステンレス、アルミ、鉄他）、ガラス材等で仕上げたもの及びこれらに類するものの色彩
- ・ その他、航空法に定められた昼間障害標識設定物件の塗装方法など、法令等により定められた色彩

3) 北星山及び周辺景観エリア

北星山及び周辺景観エリアは、景観資源である北星山が位置し、町民アンケートやワークショップなどの結果から、北星山から見る文化景観と自然景観が重なりあった景色は中富良野町の特徴を表しており、居住者にとっても来訪者にとっても大切な心の風景と言えます。また、中富良野町の中で特に観光客が訪れるエリアであるとともに、自然に囲まれた住環境としても優れたエリアであることから、今後も新たな開発が予想されます。

これらのことから、今後も中富良野町の自然と調和した景観づくりを進めるため、全エリア共通の景観形成基準に加え、北星山及び周辺景観エリアで推奨する景観形成の基準を整理しました。

区分	推奨する形成基準
1 形態・意匠	《建築物》 ○外壁 ・街並みの連続性に配慮し、周辺の建築物等と調和するデザインとする ・壁材はできるだけ自然素材が望ましい
	《工作物》 ・十勝岳や富良野岳と周囲の山並みなどへの眺望を阻害するような広告物は設けない
2 色彩	《建築物》 ○屋根 ・色数は1色に統一し、周囲と調和する色彩を用いる ○外壁 ・色数はできる限り少なくし、基調色以外であっても原色は用いない
	《工作物》 ・道路交通法等の他法令に基準のある場合を除き、原色及び周辺環境から突出した色彩を用いない ・建築物と一体となる柵や塀などは、建築物と調和した色彩を用いる
3 緑化 敷地外構・ 緑化修景	《緑化》 ・花を植える際は、町花であるラベンダーを選出するなど町の特徴ある景観づくりに配慮する
	《駐車場》 ・駐車スペースは周辺環境に配慮し、必要最小限とするなどの工夫をする ・道路と駐車場の間に緩衝帯を設け既存樹林地の保全や樹林帯を設けるなど、道路からの見え方に配慮する

(2) 届出対象行為

行為の種類		規模等
a 建築物		
(1) 新築・移転		高さ10mまたは延べ床面積1,000㎡を超えるもの
(2) 増築・改築		増築・改築後の規模が、(1)の規模を超えるもの ただし、増改築前の規模がすでに(1)の規模を超え、増改築する建築面積が10㎡以下の場合は対象外
(3) 外観の修繕、変更		(1)の規模を超えるもので、一壁面の割合が1/2を超える外観修繕、模様替え、色彩の変更を行うもの
b 工作物		
(4) 新設・移転 増築・改築	柵、塀、門等	高さ5mを超えるもの
	鉄筋コンクリート造柱、鉄柱、木柱等	高さ10m（建築物と一体となって設置されている場合は、地盤面から工作物の上端までの高さが10m）を超えるもの
	風力発電設備	
	煙突その他これに類するもの	
	物見塔その他これに類するもの	
	彫刻、記念碑等	高さ10mまたは築造面積1,000㎡を超えるもの
	自動車車庫等の用に供する立体施設	
	アスファルトプラント等製造施設	
	石油、ガス、穀物、飼料等処理施設	
	汚物処理施設、ごみ焼却施設等	
太陽電池発電設備	高さ5mまたは建造面積1,000㎡を超えるもの	
(5) 外観の修繕、変更		(4)の規模を超えるもの
c 開発行為		
(6) 開発行為		面積3,000㎡を超えるもの
d その他		
(7) 樹木の伐採		面積3,000㎡を超えるもの
(8) 土石・資材・その他の堆積 (堆積期間が60日を超えるもの)		堆積物の高さ3mまたは土地面積1,000㎡を超えるもの

(3) 届出に関する基本的なフロー図

中富良野町内における景観法に基づく手続きは、着手の30日前までに届出を必要とし、計画物の種類（建築物・工作物・土地の形質の変更）により下記フロー図のとおりです。

条例に基づき、一定規模を超える計画については景観法による届出や認定申請の前に、住民向け説明会や事前協議を行う必要があります。

